

- ※ ①～③については、複数の事業所ごとに一括して作成する場合は記入不要。
- ※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ⑥ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せす必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
 - ・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
 - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全工に○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得上る者に対する研修受講支援、強度行動障害者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) ・研修の受講やキャリアアップの促進と人事考課との連動 ・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・キャリアアップ要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る)
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ① その他(賃金に付いた上乗せ) <ul style="list-style-type: none"> ・新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入 ・雇用管理改善のためのICCT活用(支援内容や申請書を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供等)による業務省力化 ・応じ子育サポート・介護職員の雇補対策を含むの育児休業制度等の充実、事業所内保育施設等の導入 ② 環境や支援内容の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・事故・健康診断・このころの健康等への対応による責任の所在の明確化 ・その他(健康診断・このころの健康等への対応による責任の所在の明確化)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間勤務の有償者への働きやすさの導入等) ③ 障害を有する者でも正規職員への転換 ④ 非正規職員から正規職員への転換 ・地域の児童・生徒や住民との交流による業務負担の軽減 ・職員の増員による業務負担の軽減 ・その他()

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。

ホームページへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / 予定 ① 独自のホームページへの掲載 / 予定
その他の方法による掲示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定 ・ その他()

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に關して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします

株式会社 コアスリー
 代表取締役 大谷 明典
 (法人名)
 (代表者名)

令和 2 年 5 月 2 日

